

熱海市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、熱海市（以下「市」という。）における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援するための施策をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市が備える住民基本台帳に記録されている者その他市長が別に定める者をいう。
- (5) 市民等 市民、市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び事業者（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体又は個人をいう。）をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じる被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を適切に途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないよう、二次被害の発生防止に十分配慮して行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等が相互に連携協力することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援について協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第6条 市は、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等のうち市長が必要と認める者に対し、見舞金を支給することができる。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等である市民の居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の人権、名誉、生活の平穏への配慮の重要性等について市民等の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、第8条の規定は、同日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。